

仕 様 書

第1 事業名 令和6年度 久留米市日中一時支援事業

第2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

第3 事業内容

1 事業の目的

知的障害者及び障害児（以下「知的障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、知的障害者等の家族の就労支援及び知的障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

2 事業の内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への宿泊を伴わない短期間の入所を必要とする知的障害者等につき、当該施設に宿泊を伴わない短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の便宜を供与することとする。

3 利用対象者

知的障害者等（久留米市日中一時支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に定めるものに限る。）

4 利用者の自己負担額

要綱第9条に定める額

第4 委託料

別表に基づき算定した額から、要綱第9条の規定により利用者が負担すべき額を控除した額を、実績に応じて支払うものとする。

第5 事業の実施に関する基準

1 基本方針

事業の実施にあたっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うこと。

2 人員に関する基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）について適用される、法第43条第1項の規定により平成24年久留米市条例第32号で定める基準（以下「条例基準」という。）のうち人員に関する基準に準じること。

3 設備に関する基準

指定短期入所について適用される条例基準のうち設備に関する基準に準じること。（ただし、法第5条第8項に規定する短期入所（宿泊を伴うもの）を行わず、本事業のみを実施する事業所にあつては、居室を用いずに本事業を実施できるもの

とする。)

4 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

本事業に係るサービスの利用の申込みがあった場合は、当該利用に係る障害者（児）の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、本事業に係る運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。

(2) 取扱方針等

ア サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

イ その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

(3) サービスの提供

ア 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。

イ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

ウ 事業においてサービスの提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(4) サービス提供の記録等

ア サービスを提供した際は、次のとおり、その都度記録等を行うこと。

(ア) 実績記録表に、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けること。

(イ) 利用者の利用者証に、事業所の名称、当該サービスの提供日及び月ごとの累計サービス量を記載し、確認印を押すこと。

イ アの記録等を、次のとおり、福岡県国民健康保険団体連合会を通じて久留米市に提出すること。

(ア) ア(ア)の実績記録表(写し)については、サービスを提供した月ごとに提出すること。

(イ) ア(イ)については、自らのサービスの提供により、利用者が提供を受けたサービスの量の合計が支給決定量に達した場合に、当該利用者に係る利用者証のサービス提供に係る部分の写しを提出すること。

(5) 利用者負担額の受領

ア サービスを提供した際は、利用者から、要綱第9条に規定する利用者負担額の支払を受け、当該費用に係る領収証を交付すること。

イ 要綱第9条第2項の費用(食費等)の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ること。

(6) 事故発生時及び緊急時等の対応

ア 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、久留米市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

イ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

ウ 従業者等は、サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(7) 運営規程

指定短期入所について適用される条例基準の例により、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること。

(8) 個人情報の保護

本事業の運営に関し個人情報の保護のため次の事項を守ること。

ア 秘密の保持

業務に関して知り得た秘密（個人情報を含む。）は、本契約の履行中はもとより契約解除後又は契約終了後においても、他に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。

イ 再委託の禁止

あらかじめ市の書面による承認を受けることなく、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託しないこと。本事業の目的以外に個人情報を使用せず、また、第三者に提供しないこと。

ウ 収集の制限

受託業務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。

また、受託業務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集すること。

エ 目的外使用及び第三者への提供禁止

受託業務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。

オ 管理及び報告等

個人情報の紛失、漏洩等の事故がないように管理するとともに、事故が生じたときは、その内容について速やかに久留米市へ報告し、その指示を受けること。

カ 従事者への指導等

受託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行うこと。

2 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘

密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(9) 記録の整備

ア 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。

イ 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存すること。

5 その他

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

この基準に定めるもののほか、指定短期入所について適用される条例基準に準拠し事業を実施すること。

別 表

サービス費用（日額単価）一覧

サービスに要する費用は、次の1及び2により算定される単位数に、1単位の単価（注1）を乗じて得た額とする。	
1 日中一時支援サービス費	（短期入所の所定単位数（注2））
	×（次に掲げる区分ごとの割合）
	イ 所要時間4時間未満の場合 100分の25
	ロ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 100分の50
ハ 所要時間8時間以上の場合 100分の75	
2 食事提供体制加算（注3）	48単位

注1 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）のうち、短期入所に係るもの

注2 知的障害者又は障害児の障害程度の区分等に応じて、指定基準別表第7（短期入所）の例により算定（福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）及び（Ⅲ）並びに医療型短期入所サービス費（Ⅱ）及び（Ⅲ）に限り、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所事業所において実施する場合においては医療型短期入所サービス費（Ⅱ）を算定）される単位数。（この場合、同表第7における「指定短期入所」及び「指定短期入所事業」は、それぞれ「本要綱の規定により実施する日中一時支援事業」及び「本要綱の規定により実施する日中一時支援事業を行う事業所」と読み替えるものとする）。ただし、次の各号に掲げる場合は、1日につき医療型短期入所サービス費（Ⅱ）を算定される単位数

(1) 第2条第2項第2号に規定する医療機関が同表第5の注1の（1）若しくは（2）に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、本要綱の規定による日中一時支援事業（以下「日中一時支援」という。）を行った場合

(2) 医療的ケア短期入所登録事業者が第3条第1項に規定する者（同条第2項に規定するサービス利用に関する要件を満たすものに限る。）に対して日中一

時支援を行った場合

注3 受託者の責任において食事提供のための体制を整えているものと認められる場合において、要綱第9条第1項第1号（市町村民税世帯非課税者）又は第2号（生活保護受給者）に該当する者に対して食事の提供を行った場合の加算

注4 その他、サービス費用の算定については、指定短期入所の例による。